

**4月から「児童手当」制度が始まりました**  
 ※6月中に現況届が必要です

平成24年度から、「子ども手当」制度に代わり、新たに「児童手当」制度が始まりました。

▼**児童手当の目的**

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している方に手当を支給することと、家庭などにおける生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援することを目的としています。

▼**支給対象者**

中学校修了前（中学3年生）までの子どもを養育している方

▼**支給額**（平成24年度月額）

- 0歳～3歳未満  
1万5000円（一律）
- 3歳～小学校修了前  
1万円（第3子以降は1万5000円）

※第何子かは、今年度に18歳以下である子どもで判断します。

● 中学生  
1万円（一律）

▼**支給時期**

児童手当などは原則として、年

3回で、前月分までの手当を支給します。

- 6月（2月～5月分）
- 10月（6月～9月分）
- 2月（10月～1月分）

※ただし、平成24年6月に限り、平成23年度分の子ども手当（平成24年2月・3月分）と平成24年度児童手当（平成24年4月・5月分）が支給されます。

▼**所得制限の導入**

平成24年6月手当分より所得制限が導入されます。受給者の所得が所得限度額を超過した場合、「児童手当」は支給されませんが、「特例給付」として、支給対象の児童1人につき月額5000円が支給されます。

【扶養親族の数と所得限度額】

0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人	774万円
5人	812万円

※扶養親族とは、税申告した扶養親族などの人数です。

※扶養親族などの人数が6人以上は、1人増えるごとに38万円を所得限度額に加算します。

◎**子ども手当を受給していた方は制度変更のための新たな認定請求手続きは不要です**  
 6月中に「現況届」を忘れずに提出してください

◎**子ども手当を受給していません**

平成23年度に子ども手当を受給していた方は、児童手当に自動的に切り替わりますので新たな認定請求は必要ありませんが、児童手当の「現況届」の提出が必要です。

この「現況届」は、毎年6月1日における状況を記載していただき、児童手当を引き続き受ける要件があるかどうか確認するためのものです。毎年6月に提出しなければなりません。

「現況届」の提出がないと、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、忘れずに手続きをしてください。

提出の必要な方には、今年の「現況届」申請書を、6月初旬までに郵送しますので、6月中の提出をお願いします。

◎**寄附について**

児童手当の全部または一部を、黒潮町の子育て支援の事業に生かすために寄附することができます。

寄附をご希望の方は、手当支給月の前月の20日までに役場窓口へ申し出てください。

◎**出生や転入などの場合は手続きが必要です**

出生や黒潮町への転入により、新たに受給資格が生じた場合や、児童手当の対象人数が変わった場合は、役場窓口（公務員の方は勤務先）での申請手続きが必要です。

手続きは、出生日・転出予定日の翌日から数えて、原則15日以内に行ってください。手続きが行われなかった場合は、手当を受給できない月が発生する場合があります。

また、受給者が公務員になった場合も手続きが必要です。

※必要書類については、窓口までお問い合わせください。

○お問い合わせ

本庁住民課 住基戸籍係

☎ 43-2800（直通）

佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係

☎ 55-3701（直通）